

資料 1

高度救命救急センターの指定について

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和 8 年 2 月 19 日

目次

- 1 これまでの経緯
- 2 プレホスピタルケア・二次・三次救急部会での検討結果
- 3 国の高度救命救急センターに係る基準
- 4 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」(案)
- 5 高度救命救急センター申請及び審査状況
- 6 本日伺いたいこと
- 7 今後の予定

1. これまでの経緯

平成14年度 東海大学医学部付属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センターの2病院を高度救命救急センターに指定

- 高度救命救急センター指定にあたっては、各救命救急センターの客観的な機能及び地域バランスに加え、救急医療提供体制全体の整備の観点から、東海大学医学部付属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院が候補として選定されたが、当時、義務付けられていた国への協議において、国から二か所にとどめるよう指示があり、客観的な機能評価及び地域性を考慮し、東海大学医学部付属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センターを指定

平成22年度 救命救急センターの指定について国への協議が不要となる

令和3年度 聖マリアンナ医科大学病院より高度救命救急センターを目指す意向が示される

※ 高度救命救急センターの国への協議の要否について、不要となったことを確認

令和4年度 北里大学病院より高度救命救急センターを目指す意向が示される

令和7年度 プレホ部会にて高度救命救急センターの指定に向けた検討を開始

高度救命救急センター: 特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担う(広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等)

2. プレホスピタルケア・二次・三次救急部会での検討結果

(第1回部会(6月4日)概要)

- 県内の近況や全国の高度救命救急センター設置状況を踏まえ、新たに2つの高度救命救急センター(県内計4センター)を設置する方向で検討を進めることとする。
- 2病院(聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院)を高度救命救急センターとして追加指定することについて、概ね賛成。

(第2回部会(12月8日)概要)

- 指定にあたり、県として必要と考える評価項目、客観的なデータや実績について『県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」(案)』をお示しし、了承を得る。

(第3回部会(1月27日)概要)

- 2病院から申請を受け付け、『県の高度救命救急センターに係る「視点・観点」(案)』に基づいて審査した状況を、第3回部会(書面)で報告。

3. 国の高度救命救急センターに係る基準

【国基準】救急医療対策事業実施要綱の整備基準

- (1) 高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。
- (2) 高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。
 - ア 医師
常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。
 - イ 看護師等医療従事者
特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。
- (3) 設備
高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

3. 国の高度救命救急センターに係る基準

国「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(医政地発0629第3号)

救命救急医療機関(第三次救急医療)の機能【救命医療】(※ 一部抜粋)

医療機関に求められる事項

緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる症例や診断が難しい症例等、他の医療機関では治療の継続が困難かつ幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。

その他の医療機関では対応できない重篤な患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。

また、救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

さらに、救命救急センターの中でも、高度救命救急センターについては、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な重症外傷等の診療を担う。

・ 高度救命救急センター等の地域の基幹となる救急医療機関は、平時から、重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の人材の育成・配置、院内の体制整備を行い、地域における重篤患者を集中的に受け入れる役割を担う。

また、厚生労働省が実施する外傷外科医等養成研修事業を活用して、テロ災害発生時等における銃創や爆傷等にも対応ができる体制を構築すること。

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」(案)

国の救急医療対策事業実施要綱等に定める基準に加え、今回、2病院を指定するにあたって県として必要と考える視点・観点及び客観的データは以下のとおり

①【重症外傷等患者への対応】

視点・観点:

広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有しており、当該患者を集中的に受け入れる役割を担っているか

客観的データ:

- ・ 充実段階評価における評価 (S 評価)
- ・ 専従医師数、重篤患者受入実績 ※1
- ・ 救急医療に関する専門性が高い看護師の配置 ※2
- ・ 指肢切断、重症熱傷、重症急性中毒受入実績 ※3
- ・ 外傷外科医等養成研修の研修修了者有無、日本外傷学会の外傷専門医研修施設であるか
- ・ 日本熱傷学会の熱傷専門医研修施設であるか 等

※1 充実段階評価における各医療機関の得点を参考に評価を行う

※2 救急看護認定看護師、集中ケア認定看護師、クリティカルケア認定看護師、急性・重症患者看護専門看護師、小児救急看護認定看護師、小児プライマリケア認定看護師、特定行為研修修了者のいずれかでありかつ救急部門の外来、ICU・HCUに配置されている看護師の有無を評価する

※3 過去三年間連続して実績がある場合を評価する

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」 (案)

②【救急医療の教育研修機能】

視点・観点:

高度で専門的な知識等を要する患者に対応可能な医師・看護師等を育成するため、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じて地域の救命救急医療の充実強化に協力しているか

客観的データ:

- ・ 臨床研修基幹施設、救急科専門研修基幹施設、日本救急医学会指導医指定施設であるか
- ・ 救命救急センターの臨床研修医の受入状況 等

③【災害対応】

視点・観点:

災害時に積極的な役割を果たせるか

客観的データ:

- ・ 災害拠点病院
- ・ 原子力災害拠点病院

④【県事業への協力】

視点・観点:

県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たしているか

客観的データ:

- ・ 県メディカルコントロール協議会への参加 等

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」 (案)

⑤【医療体制の充実】

視点・観点:

5 疾病・6 事業に係る医療体制の整備・充実を図っているか

客観的データ:

- ・ 県周産期救急医療システムの基幹病院又は中核病院
- ・ 小児中核病院又は小児地域医療センター
- ・ 県精神科救急医療システムに係る基幹病院 等

⑥【救命救急医療の提供】

視点・観点:

必要に応じ、ドクターヘリやドクターカーを用いた救命救急医療を提供しているか

客観的データ:

- ・ ドクターヘリ、ドクターカーの所有及び現場出動実績 等

⑦【広域性】

視点・観点:

二次医療圏にとどまらず三次医療圏における救急医療に対応可能であり、現に積極的に協力しているか。

※「広域性」については、他の視点・観点を踏まえ、定性的評価とする。

5. 高度救命救急センター申請及び審査状況（聖マリアンナ医科大学病院）

《病院から提出された申請書上の申請事由（概要）》

- 広範囲熱傷、指肢切断、重症急性中毒等、極めて専門性の高い特殊疾病に対する救命医療を担ってきた。
- 年間約9,000～10,000台の救急車搬送を応需しており、川崎市のみならず周辺地域を含めた広域から重症患者を受け入れている。
- COVID-19パンデミック時、県全域から重症患者を受け入れ、広域医療圏における最後の砦としての役割を果たしてきた。
- 令和5年1月には新入院病棟をリニューアルオープンし、平時・有事を問わず多数の重症患者に対応可能な体制を構築。
- 今後は、高度救命救急センターとしての指定を受けることで、より一層の重症・特殊疾病医療の集約化を進め、川崎市155万人の医療圏において、地域医療機関・消防・行政との連携を強化し、災害時や新興感染症流行時にも対応可能な持続的高度救急医療体制の構築に全力を尽くす。

5. 高度救命救急センター申請及び審査状況（聖マリアンナ医科大学病院）

《申請内容》

➔ 参考資料1 参照

《県の評価》

- 診療実績等から、特殊疾病患者の救命医療に必要な相当高度な診療機能を有しているといえる。
- 医師・看護師の配置状況等から24時間、高度救命救急医療に対応できる体制を整えているといえる。
- 指導医指定施設であることなどから、医療従事者に対し必要な研修を行う体制を有しており、地域の救命救急医療充実強化に協力しているといえる。
- 県行政への協力や周産期救急医療システム基幹病院等の拠点病院であること等から県全体の救命救急医療に貢献しているといえる。
- 聖マリアンナ医科大学病院は、今後、災害時や新興感染症流行時にも対応可能な持続的高度救急医療体制の構築に全力を尽くすとしており、高度救命救急センターとしての責務を積極的に果たしていく意欲がある。



高度救命救急センターとしての要件は満たしていると考えられる

※ 救急医療問題調査会、現地視察、医療審議会を経て最終決定を行う予定

5. 高度救命救急センター申請及び審査状況（北里大学病院）

《病院から提出された申請書上の申請事由（概要）》

- 相模原市はもとより、県北・県央の座間市、大和市、綾瀬市、東京都の町田市からも多くの患者を受け入れている。
- 24時間、外科手術、心臓カテーテル治療、脳血管内治療、内視鏡治療、集中治療管理などの救命救急治療を行うことが可能。全診療科、専門医のもとで最新の高度な救急医療を提供できる体制にある。
- 県唯一の原子力災害医療拠点病院であり、原子力災害に対応できる施設を有している。
- 看護師は、救急看護認定看護師、クリティカルケア認定看護師等がおり、質の高い看護体制のもと、教育研修も行っている。また、麻酔科医、手術室看護師が夜間休日も複数名常駐しており、24時間複数の緊急手術に対応できる体制を構築している。
- 今後も、地域における救急医療の中心的役割を担っていく三次救急医療機関として貢献していく所存であり、高度救命救急センターの指定について申請したい。

5. 高度救命救急センター申請及び審査状況（北里大学病院）

《申請内容》

➔ 参考資料2 参照

《県の評価》

- 診療実績等から、特殊疾病患者の救命医療に必要な相当高度な診療機能を有しているといえる。
- 医師・看護師の配置状況等から24時間、高度救命救急医療に対応できる体制を整えているといえる。
- 指導医指定施設であることなどから、医療従事者に対し必要な研修を行う体制を有しており、地域の救命救急医療充実強化に協力しているといえる。
- 県行政への協力や県精神科救急医療システム基幹病院などの拠点病院であること等から県全体の救命救急医療に貢献しているといえる。
- 北里大学病院は、今後も地域における救急医療の中心的役割を担っていく三次救急医療機関として貢献していく所存としており、高度救命救急センターとしての責務を積極的に果たしていく意欲がある。



高度救命救急センターとしての要件は満たしていると考えられる

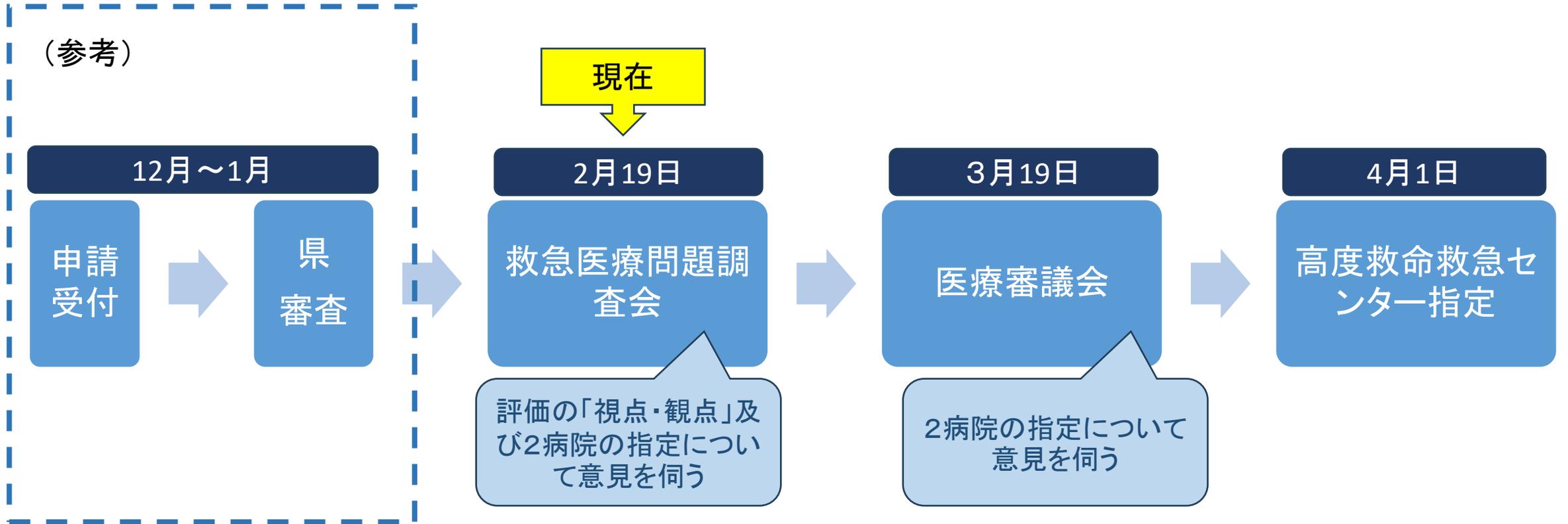
※ 救急医療問題調査会、現地視察、医療審議会を経て最終決定を行う予定

6. 本日伺いたいこと

高度救命救急センターの新規指定に向け、ご意見を伺いたい

- 『県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」(案)』に基づき、聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院を新たに高度救命救急センターに指定することについて

7. 今後の予定



説明は以上です。